

知財塾 2017～講義とディスカッションで楽しむ 90 分～第 2 回開催

大阪発明協会では、今年度の会員サービスの一環として「知財塾 2017」と銘打った勉強会を特許業務法人深見特許事務所の協力のもと企画し、第 1 回は 5 月に「意匠権って本当に必要なの？」というテーマにて開催いたしました。

7 月 12 日の第 2 回は、「知財実務における契約」をテーマに、深見特許事務所顧問弁護士である



十河陽介弁護士・弁理士に担当していただき、「秘密保持契約」「知財補償条項」「知財契約に関連する法規」の 3 つのテーマのもとにディスカッションの例題が設定され、参加者を 4 つのグループに分け、それぞれファシリテータ役の弁理士に入っていただきながらディスカッションにより検討が行われました。ディスカッション後は各グループの代表者が検討内容を発表し、その発表をもとに十河弁護士に解説い

ただくという形で進められました。

契約という関心の深いテーマということもあり、定員を超える 25 名の参加者が集まりました。初参加の方も多く、知財塾の雰囲気を知っていただく良い機会になったのではないかと思います。ディスカッションのテーマも実践的で興味深いものであり、十河弁護士からも理路整然とわかりやすく解説いただき、あっという間の時間であると共に、満足度の高い内容であったと思います。

次回の知財塾は、9 月 13 日(水)18 時 30 分より「商標の保護と周辺法域」をテーマにて開催予定です。